

第七條 此規則施行以後建物書入質の借用証文又の預り証文に
一十六百 必す返済の期限を定む可し若し其期限を定めざる者ハ書入
質の効なきハ付書入質ハ借用(預り)証文と看做す可し

第八條 此規則施行以前に契約したる建物質入又の引當の借用
金穀又の預り金穀よて返済期限の定めなき証文を所持するも
のハ明治九年二月廿八日迄ハ金穀借主(預主)又の其相續人ハ
掛合此規則ハ從ひたる書入質の証文に改む可し若し借主(預
主)又の其相續人証文を改めざる時ハ明治九年四月三十日迄
ハ建物ノ在る地を管轄する裁判所ハ訴ふ可し

但し明治九年四月三十日を以て訴人發途の期と定め其訴人
の住所又の寄留の地所と裁判所との距離每八里に一日の猶
豫を與ふ

第九條 此規則施行以前に契約したる建物質入又の引當の金穀
○建物書入質規則

借用証文又の預り証文を所有する者ハ返済満期ハ至ると至ら
ざるど論なく明治九年二月廿八日迄ハ金穀借主(預り主)又
の其相續人に掛合此規則に從ひたる書入質の証文に改むへし
若し預り主(借り主)又の其相續人証文改めざる時ハ明治九年
四月三十日迄ハ建物ノ在る地を管轄する裁判所に訴ふへし
但書前同斷

第十條 建物ノ在る地を管轄する裁判所に於てハ原告人の訴狀
を受取たる時より三日内に裁判所より被告人の建物ノ在る地
の戸長に對したる報知狀を原告人ハ下付し速よ戸長に送達せ
しむへし右の報知狀にハ何府(縣)管下住居(寄留)何某の訴訟
に因り何大區何小區何番地ハ建物を書入質と爲す証文に公書
することハ差留むる旨を記載すへし而して其訴訟落着に至り
し時ハ公書の差留を解くことを速に戸長に報知すへし

第三百六十一條 第八條及び第九條の規則を背き明治九年五月一日以後に至り此規則施行以前に契約したる建物質入又は引當の金穀借用(預り)証文を所有する者の書入質は効力を以て付書入質なき借用(預り)証文と看做すべし

第三百六十二條 一棟の建物を二重三重に書入質と爲すことの嚴禁おれども若し第一番の金主に書入質と爲したることを第二番の金主承諾なきの建物代價の餘分を見込み又其建物を書入質に借添と爲すことを得べし尤借主身代限の處分に至るときは右建物糶賣の代金を以て第一番の者へ元利の金數を引渡し其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以下に準し引渡すべく若し糶金の金高を以て先づ第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘金第二番の金主へ元利の金數に不足するときは其不足の分を償ふことと平常書入質なき貸主に
○物建書入質規則

身代限の償却の例を從ひ外物品糶賣代價の内にて相當の割賦を以て引渡すべし

但第二番の金主に渡し置く書入質の証文おの建物代價の餘分を見込み借添たる旨を書載すべし

第三百六十三條 書入質と爲したる建物焼失流亡等に至りし時の建物の所持主又は代理人より遅くとも七日内に其趣を書面又は記し戸長役場へ届出つべし戸長役場に於ては建物書入質記載帳の朱書番號に引合せ朱筆を以て點合を爲し其傍に焼失流亡等の趣きを略記し年月日を記し戸長の實印を押すべし(第三號の書式を見合すべし)

第三百六十四條 書入質の建物焼失流亡等に至りしとき貸主より借主に對し代り質を受取ることの求めを爲すことを得べし
若し借主代り質を出すことを肯んす又は出し能はざるときは

五十六百

借用金穀返濟期限未滿内と雖ども貸主より借主に對し元利返濟を求るの訴を爲すことを得へし

建物賣買讓渡規則

第一條

自身所有の地に建て在る建物を賣渡し又は讓渡しを爲さんと欲する者の賣渡(讓渡)証文と圖面とを戸長の奥書割印を受く可し又借地に建て在る建物の賣渡(讓渡)証文に其地主に請ひ地主より貸地たるよとを証するの奥書を受けたる上にて戸長の奥書割印を受く可し

但官有の借地に建て在る時の其所屬管廳に請ひて其貸地たることを證するの奥書を受くへし

第二條

建物の買受け又は讓受を爲さんと欲する者の自身又其代人建物の在る地の戸長役場に至り建物書入質記載帳を見合したる上其賣渡(讓渡)の証文を受取り然して後戸長役場

○建物賣買讓渡規則

六十六百

第三條 戸長役場に於て建物賣渡(讓渡)証文の奥書割印を願出する時は亦建物書入質記載帳に記入すること及び證文に奥書し圖面を割印すること建物書入質規則第五條に準し公證を與るの手續をなすべし

第四條 書入質と成りたる建物を買受(讓受)する者の其建物の書入質とありたる金數の償却を引受くべし但し買受(讓受)人よ於て其建物所有の權を拋棄する時の書入質の金數償却を引

に至り戸長又ハ副戸長の面前にて何大區何小區何番地の何番の建物を何某が買受(讓受)たる旨を書入質記載帳に記入し年月日並に苗字名を記し實印を押すへし
若し此手續を爲さざると死ハ建物買受(讓受)の効なきに付建物の代價を受取る旨を記したる建物賣渡証文ハ金銀借用証文と看做す可し(第四號書式を見合すへし)

受くみ及いす

第六百第五條 第四條の場合に於て戸主の後を受けたる相續人の前戸主より讓受けたる建物所有の權を拋棄すと雖ども出入質の金數の償却を引受く可し

○建物賣買讓渡規則

第一號

書式

(美濃紙大半紙又ハ右寸法に同じき紙を用ゆへし)

建物の圖を

引くに紙

の上下左右

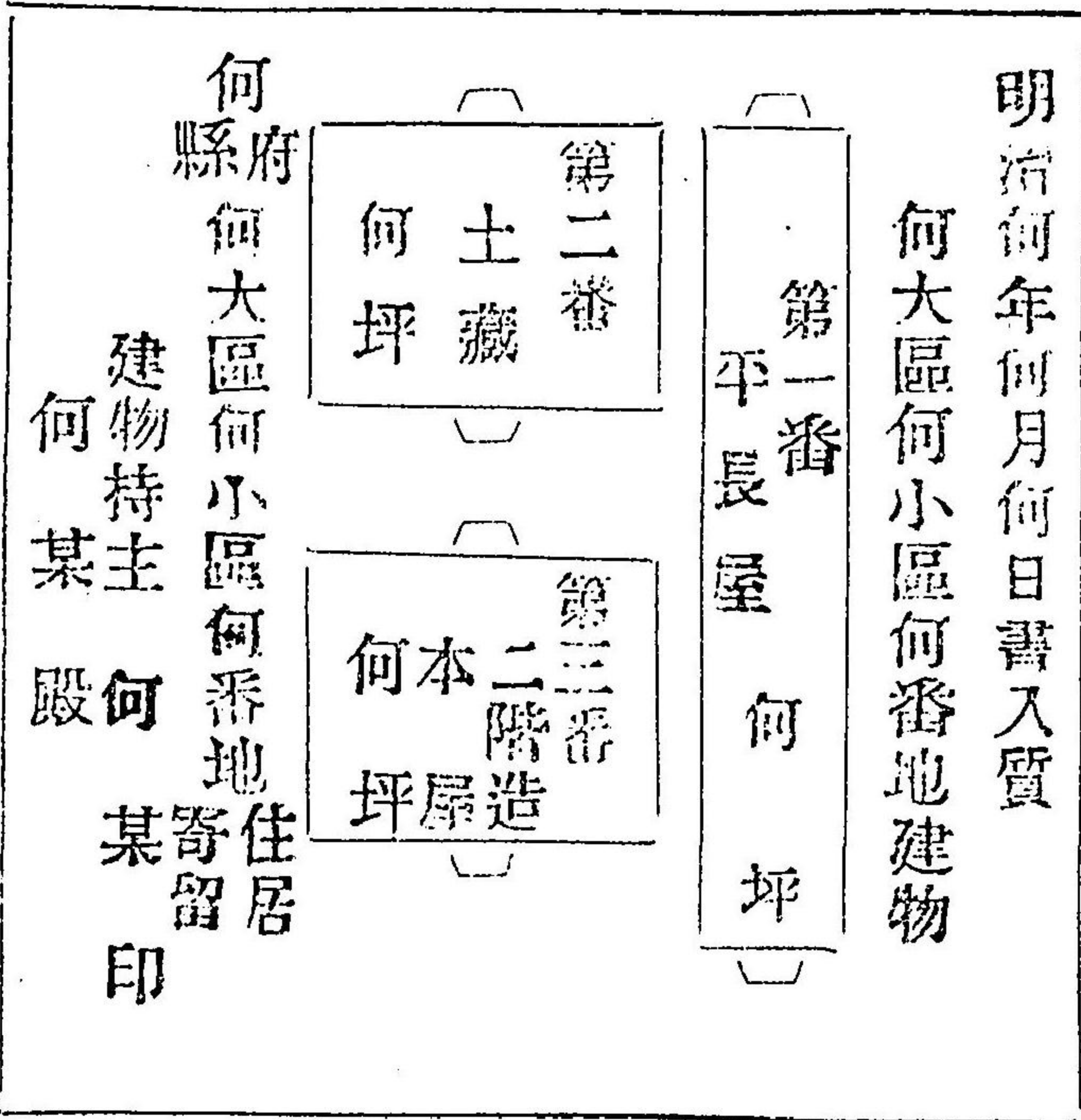
とも點線の

外一寸を明

け置くへま

六百八十八

○建物賣買讓渡規則



譬へハ圖の如き朱引の建物を書入質と爲すとき第一番より第三番まで合三棟を書入質と爲すことを証文と記入し圖面と共に質取主に渡し置くへし(但し圖面の寫一枚を戸長役場に出し置くへし)

受くお及いす

第六百第五條 第四條の場合に於て戸主の後を受けたる相續人の前戸主より譲受けたる建物所有の權を拋棄すと雖とも出入賃の金數の償却を引受く可し

○建物賣買讓渡規則

百六十八

第一號 書式

建物の圖を

引くに紙

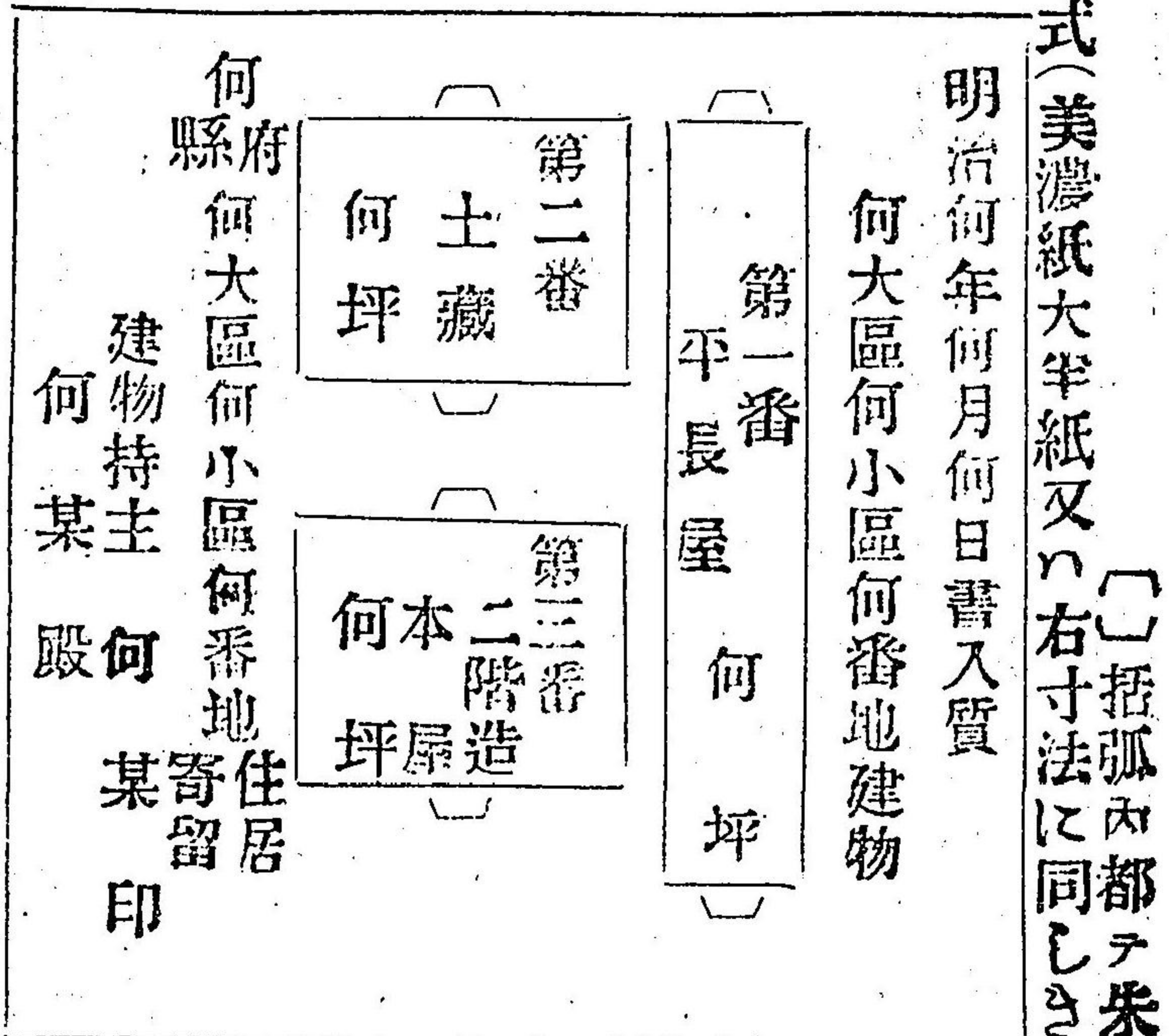
の上下左右

とも點線の

外一寸を明

け置くへ之

○建物賣買讓渡規則



〔括弧内都て朱書〕 譬へ圖の如き朱引の建物を書入質と爲すとき第一番より第三番まで合三棟を書入質と爲すことを証文と記入し圖面と共に質取主に渡し置くへし 高一枚を戸長役場に出し置くへし

第九百六十二號

書式

〔若し一枚の紙にて狹きときは何枚も繼ぎ合せ繼目の裏に繼目印を押すべし〕

明治何年何月何日書入質

何大區何小區何番地建物

第一番
平長屋・何 坪

第二番
土藏
何坪

第二番
二階造
本屋
書入質の外也

何府何大區何小區何番地
住居 寄留
何大區何小區何番地
建物持主何某
何某 原 某 印

譬へん圖の如く朱引の建物のみに第一番第二番合二棟を書入質と爲すとき其旨を證文に記入し他の建物入質の外也と記之圖面と共に質取主は渡すべし但し圖面の寫一枚を戶長役場に出之置べし

第三號 書式

〔建物書入質記載帳に焼失流亡等のことを書込むに法〕

〔何號〕

何年何月何日

何大區何小區何番地何番の建物

を何某より何某に書入質と爲し

より

〔何年何月何日 燒失 流亡〕

〔何號〕 〔戶長何某印〕

何年何月何日

、、、、、、、、、、、、

○建物賣買讓渡規則

〔建物書入質記載帳に建物の買受又と讓受のふとを書込む法〕

何年何月何日、

何年何月何日何大區何小區何番地
の何番の建物を何某より買受讓受
申候也

何大區何小區何番地 住居
何某 寄留 印

○明治十四年五月二十五日布告第三十號

地券證印稅左の通改正明治十四年七月一日より施行し従前比證印稅則の同日より廢止候條此旨布告候事

證印稅則

地券お記せし

卷狀一通に付

金高拾圓未滿

三錢

金高(拾圓以上貳百圓未滿)

五分ノ五

金高(貳百圓以上五百圓未滿)

即拾圓ニ付五錢

金高(五百圓以上千圓未滿)

壹圓

金高(千圓以上二千圓未滿)

壹圓貳拾五錢

金高(貳千圓以上五千圓未滿)

壹圓五拾錢

金高(五千圓以上壹萬圓未滿)

貳圓五十錢

金高壹萬圓以上

三圓七拾五錢

五圓

二百七十七

左に掲ぐるもの券面代價の有無に拘りらば券狀一通

○建物賣買讓渡規則

三十七百

に付三錢と云

代換授與并は水火盜難により地券書換

荒地其他無代價地券授與書換

荒地起返及開墾缺下年季明其他一筆地を數筆又分裂數筆地を一筆に合併等にて所有主變換せらる地券書換

○明治十五年十二月廿一日第六十號布告

戸長に於て地所建物船舶賣買讓渡及質入書入の公証を爲しへき際該物件又之所有主の身分に關し既ふ訴訟を起し公訟猶豫の儀申立つる者あるとき其裁判を執行し得へた迄公訟を爲すへうらず

右奉 勅旨布告候事

○第三節 利息制限法

〔十年九月十一日第六十六號布告〕

第一條 凡そ金銀貸借上の利息を分て契約上の利息と法律上の利息とす

第二條 契約上の利息との人民相互の契約を以て定め得へき所の利息にして元金百圓以下の一年に付百分の二十(二割)百圓以上千圓以下百分の十五(一割五分)千圓以上百分の十二(一割二分)以下とす若し此限を超過する分の裁判上無効のものとし其制限にまで引直さしむへし

第三條 法律上の利息との人民相互の契約を以て利息の高を定めざるるとき裁判上より言渡す所の者にして元金の多少に拘らず百分の六(六分)とす

第四條 第二條お係り定限利息の外總て人民相互の契約を以て禮金棒利等の名目を用ゆる者あるとき總て裁判上無効の者とす

○利息制限法

四十七百

百第五條 返還期限を違ふるときは債主より債主に對し若干の
五十七 償金罰金違約金料料金を差出すべきことを約定することある
も概して損害の補償と看做し裁判官に於て該債主の事實受け
たる損害の補償が不當なりと思量するときの之れは相當の減
少を爲すことを得

○明治十三年七月七日司法省丁第十三號達
利息制限外の質入証書に戸長公證の件に付別紙の通法制部よ
り通達有之候條爲心得此段相達候事
別紙

法制部より通達(明治十三年六月廿三日)
利息制限外の質入証書に戸長公證の件に付舊法制局より及説
明置候處今般閣裁を経て左の通熊本縣に及回答候條爲心得此
段及通達候也

法制部より熊本縣へ回答

戸長の地所家屋等の書入質入と公證するのみよして利息の制
限を越ゆると否と又關せざるものとす

○明治七年三月四日第二十七號布告

預金穀封印の儘の者取扱方

預金穀の其証書中又封印の儘預り候々或は預り中融通使用と
爲さるゝの明文なき分は出訴候とも本年五月一日より以後の
貸金同様は裁判可致此旨布告候事

訴訟手續附錄

第八篇四節證券印稅規則

○太政官第十一號布告

明治七年七月第八十壹號布告證券印稅規則別冊の通改正し明治十七年七月一日より施行す

但明治八年(七月)第百貳拾號布告の同日より廢止す
右奉 勅旨布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣 三條實美
大藏卿 松方正義

證券印稅規則

第一條 凡そ財産の授受及び契約の証明に用ふる證書帳簿に此規則を循ひ印紙を貼用せし

第二條 證書帳簿を分て二類と爲し其稅率は左の如し

第一類 左に掲る所の證書帳簿に金高の有無多寡を拘らんと下
よ定る所の印紙を貼用せし但當座預り金引出の小切手の大
藏省に稅印の押捺を請ふとを得

六十七百

一當座預り金引出小切手

印稅 五厘

七百七十七

- 一 委任狀 全 五厘
- 一 金高記載なき約定証文 全 壹錢
- 一 遺物証文 全 壹錢
- 一 跡式讓証文 全 壹錢
- 一 讓與証文 全 壹錢
- 一 期限と定めざる預り金証文 全 壹錢
- 一 耕地小作証文 全 壹錢
- 一 雇人請合狀 全 壹錢
- 一 金高記載なき諸物品預り証文 全 壹錢
- 一 金高記載なき諸物品借用証文 全 壹錢
- 一 地所預り証文 全 壹錢
- 一 家屋預り証文 全 壹錢
- 一 諸物品切手 全 壹錢
- 一 借地証文 全 壹錢
- 一 借家証文 全 壹錢
- 一 賣買仕切書 全 壹錢

七百八十八

- 一 保險証文 全 壹錢
 - 一 諸會社株券 全 壹錢
 - 一 送金手形 全 壹錢
 - 一 金銭通帳 全 壹錢
 - 一 諸物品判取帳 全 廿錢
 - 一 結社約定書 全 壹錢
- 但結社約定書は金圓授受貸借に係る條項ありて之の効力確定せる證書帳簿に金高記載なしと雖も第二類金高記載ある諸般の契約證書は準し印紙と貼用すへし
- 左に掲ぐる所の證書は金高五圓以上のもの限り下り定むる所の印紙と貼用すへし
- 一 營業に關する送狀 印税 壹錢
 - 一 營業に關する請取書 全 壹錢
- 右諸證書と通帳と爲すときは都て一年以内一冊に付壹錢の印

九十七百

紙を貼用すへし
第三類 左よ掲ぐる所の證書の金高の多寡は随ひ下よ定むる所の割合を以て印紙を貼用すへし但爲替手形約束手形の手形用紙を用ふへし

- 一金銭借用證文
- 一 地所 賣買證文
- 一金高記載ある諸物品預り證文
- 一金高記載ある諸物品借用證文
- 一 諸物品賣買證文
- 一金銭定期預り證文
- 一金高記載ある諸般の契約證書
- 金高壹圓以上貳拾圓未滿 印税 壹錢
- 金高貳拾圓以上五拾圓未滿 全 貳錢
- 金高五拾圓以上百圓未滿 全 四錢

十八百

- 金高百圓以上百五拾圓未滿 全 六錢
- 金高百五拾圓以上貳百圓未滿 全 八錢
- 金高貳百圓以上三百圓未滿 全 拾壹錢
- 金高三百圓以上四百圓未滿 全 拾四錢
- 金高四百圓以上六百圓未滿 全 貳拾錢
- 金高六百圓以上八百圓未滿 全 貳拾六錢
- 金高八百圓以上千圓未滿 全 三拾貳錢
- 金高千百圓以上千四百圓未滿 全 卅八錢
- 金高千四百圓以上千七百圓未滿 全 四拾四錢
- 金高千七百圓以上貳千圓未滿 全 五拾錢
- 金高貳千圓以上貳千五百圓未滿 全 六拾錢
- 金高貳千五百圓以上三千圓未滿 全 七拾錢
- 金高三千圓以上三千五百圓未滿 全 八拾錢
- 金高三千五百圓以上四千圓未滿 全 九拾錢

一十八百

金高四千圓以上

全 壹圓

右諸證書を通帳と爲るときは其附込見積金高を随ひ下り定むる所の印紙を貼用すへし

金高百圓未滿

印稅 四錢

金高百圓以上總て諸證書稅率を據るへし

一金錢當坐預り證文

一質物預り書

小札

金高壹圓以上貳拾圓未滿

印稅 壹錢

金高貳拾圓以上

全 貳錢

右諸證書と通帳を爲す時の其附込見積金高を随ひ下り定むる所の印紙を貼用すへし

金高百圓未滿

印稅 貳錢

金高百圓以上

全 四錢

一爲替手形 一荷爲替手形 一約束手形

金高五拾圓未滿

印稅 壹錢

金高五拾圓以上百圓未滿

全 貳錢

金高百圓以上貳百圓未滿

全 四錢

金高壹百圓以上五百圓未滿

全 八錢

金高五百圓以上千圓未滿

全 拾五錢

金高千圓以上貳千圓未滿

全 貳拾五錢

金高貳千圓以上

全 五拾錢

第三條 前條を掲ぐる所の證書帳簿と効用を全ふするもの其名稱を拘りらず稅率を照し相當の印紙を貼用すへし

第四條 印紙を貼用すべき證書帳簿として第五條の手續を循ひ印紙を貼用せざるもの民事裁判上之を受理せず但處罰を受くる後印紙を貼用したるもの此限を在らず

二百

第五條 印紙の證書の差出人又の帳簿主に於て證書の授受の前帳簿の使用前を貼用し證書帳簿記名の下を押捺する印を以て

百 證書帳簿の紙面と印紙の彩紋とよかけて消印すへし

八第六條 印紙及び手形用紙の種類定價の布達と以て之を定む

三十第七條 印紙及び手形用紙の官の許可を得たる賣捌所は非され
之を賣捌くことと得ず

第八條 印紙を貼用すべき帳簿仕切書送り状の主任官之と検査
するとあるへし

第九條 左に掲ぐる所の證書帳簿の印紙を貼用すると要せず
一官廳より差出す證書帳簿

一官吏準官吏若くの布告布達又の達と以て定めたる議員若く
の公立學校病院に従事するもの各其職務に依り用ふる證書

一國庫金取扱所又の爲換方より官廳に差出す預り金に對する
抵當證書

一國庫金取扱所又の爲換方より官廳に對したる諸上納金の預
り證書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對し國庫金取扱所又の爲
換方より差出す請書

一諸上納金に付國庫金取扱所又の爲換方より納人へ差出す請
取證書

一罹災救助金獻金寄附金に關し人民より官廳に差出す證書

第十條 第二類の帳簿の初丁へ附込見積金高及び使用期限紙數
を記載すへし但物品授受に關するもの其代價を記載すへし

第十一條 證書帳簿の稅率の異なるものを雜記するときは各相
當の印紙を貼用すへし

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又の使用期限の滿
ちたるときは其旨該帳簿に記載し置き主任官検査の節之れに
檢印と受くへし

百八十四 第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙之と使用せんとするときは
第十條の手續と以て更なる相當の印紙を貼用すへし

百第十四條

第二類の帳簿見積金高未だ満たさるう又の使用期限未だ盡さざる紙數盡きたるときは更に紙數を増加することを得此場合於ては其帳簿初丁見積金高又の期限の側より其事由及び増加したる紙數を記載せしむ

五十八

第十五條 証書帳簿は外國貨幣を以て員數を記載せるときは内國の貨幣を改算したる金高に附記し相當の印紙を貼用せしむ
第十六條 取換せ証書の雙方とも相當の印紙を貼用せしむ
第十七條 証書に副証書を附し又の裏書等を爲し本証書と効用を異とするもの若くは金高を増減を生ずるもの其副書又の裏書に就き更に相當の印紙を貼用せしむ

第十八條 此規則を犯し脱税に係るもの處罰を受くる後証書帳簿の受取人に於て相當の印紙貼用せしむことを得
第十九條 印紙を貼用せしむ証書帳簿は之を貼用せしむ若くは貼用不足とするもの及び手形用紙を用ひし若くは不足税の手形用紙を用ひたるもの脱税高二十倍の科料又の罰金を處せ其証書帳簿を受取るもの亦同し

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續を據て消印を爲さず又他の印を以て消印したるもの印税高十倍の科料又の罰金を處せ其証書帳簿を受取るもの亦同し
第二十一條 此規則を犯したる証書帳簿は請人證人として加印しざるもの各正犯に係る科料罰金の半額を相當とする科料又の罰金を處せ

第二十二條 第八條の証書帳簿の検査を拒みたるもの二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第二十三條 第十條及び第十三條を犯したるもの二圓以上十圓以下の罰金を處す

百六十八
第二十四條 第十二條及び第十四條を犯したるもの一圓以上一圓九十五錢以下の科料を處す

第七百八十八

第二十五條 第七條と犯したるもの所持の印紙及び賣得金と没收し五圓以上五十圓以下の罰金と處と
第二十六條 前數條の罪を犯したるもの刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひと

印紙及び手形用紙の種類定價左の通り
但印紙の當分の内斷舊取交貼用することを得
印紙

- 赭色 定價五厘
- 黃綠色 全 貳錢
- 桔梗色 全 拾錢
- 淡黑色 全五拾錢
- 手形用紙
- 老綠色 定價壹錢
- 淡黑色 全 四錢
- 橙黃色 全 壹錢
- 萌黃色 全 五錢
- 青色 全廿五錢
- 赤色 全壹圓
- 桔梗色 全 貳錢
- 橙黃色 全 八錢

- 淡赭色 全拾五錢
- 淡青色 全五拾錢
- 淡紅色 全廿五錢
- 淡黃色 全壹圓

百八十一

明治十七年四月五日出版御届

同 十七年五月 出版

(定價廿錢)

編輯人

新瀉縣士族

森 貞 次 郎

麻布區麻布谷町六十六番地

出版人

岐阜縣平民

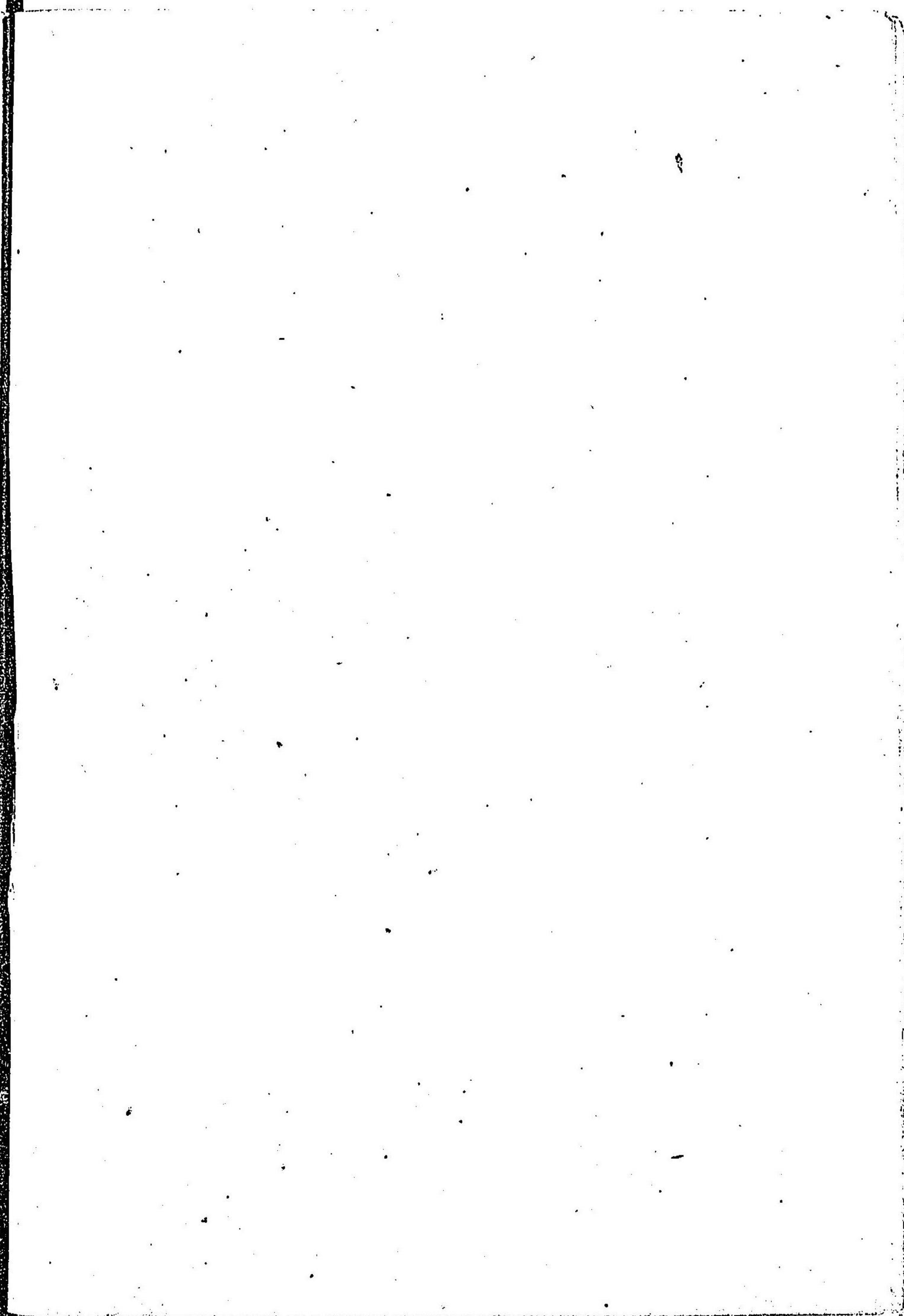
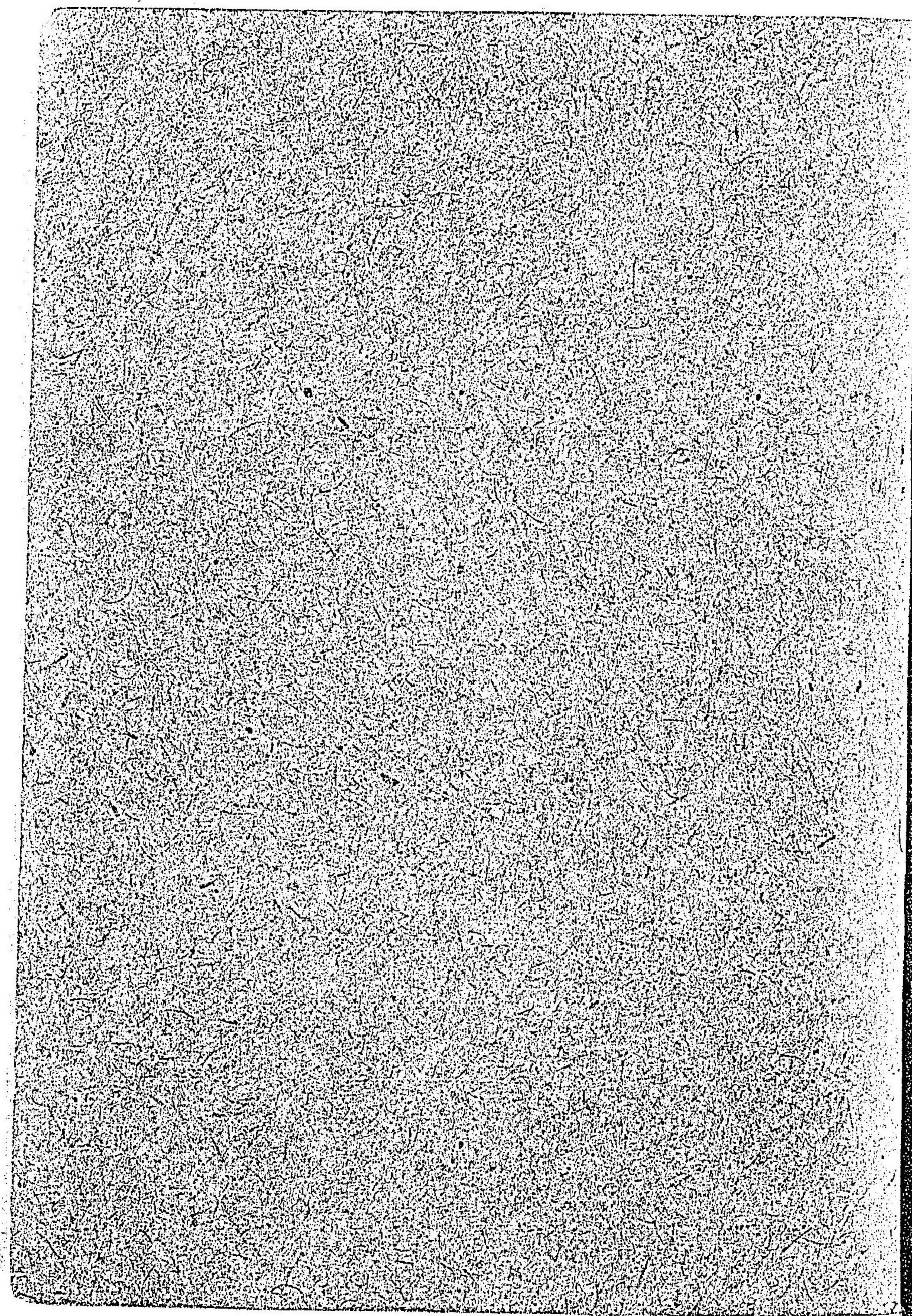
春陽堂 和田篤太郎

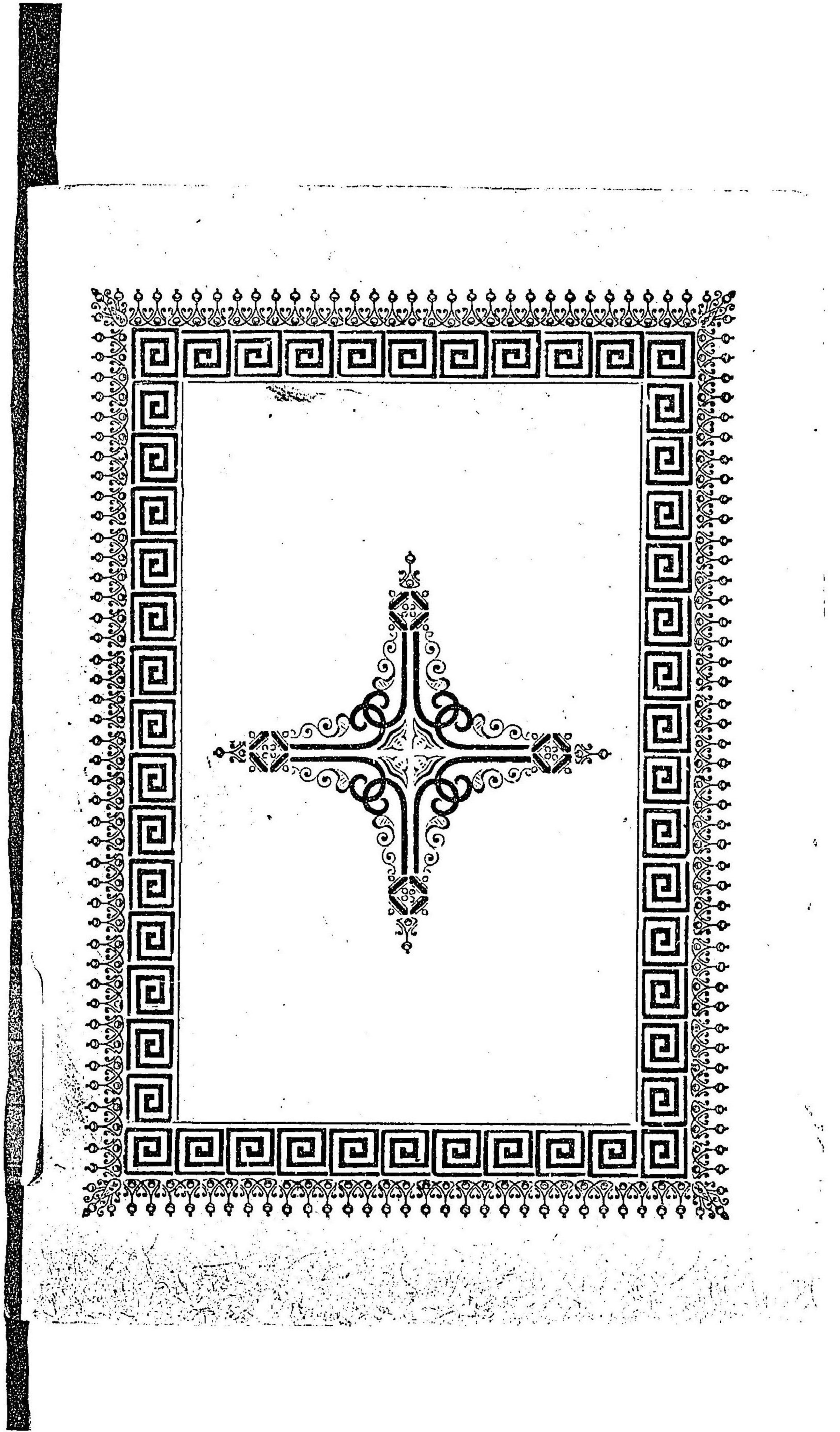
京橋區南傳馬町一丁目十三番地

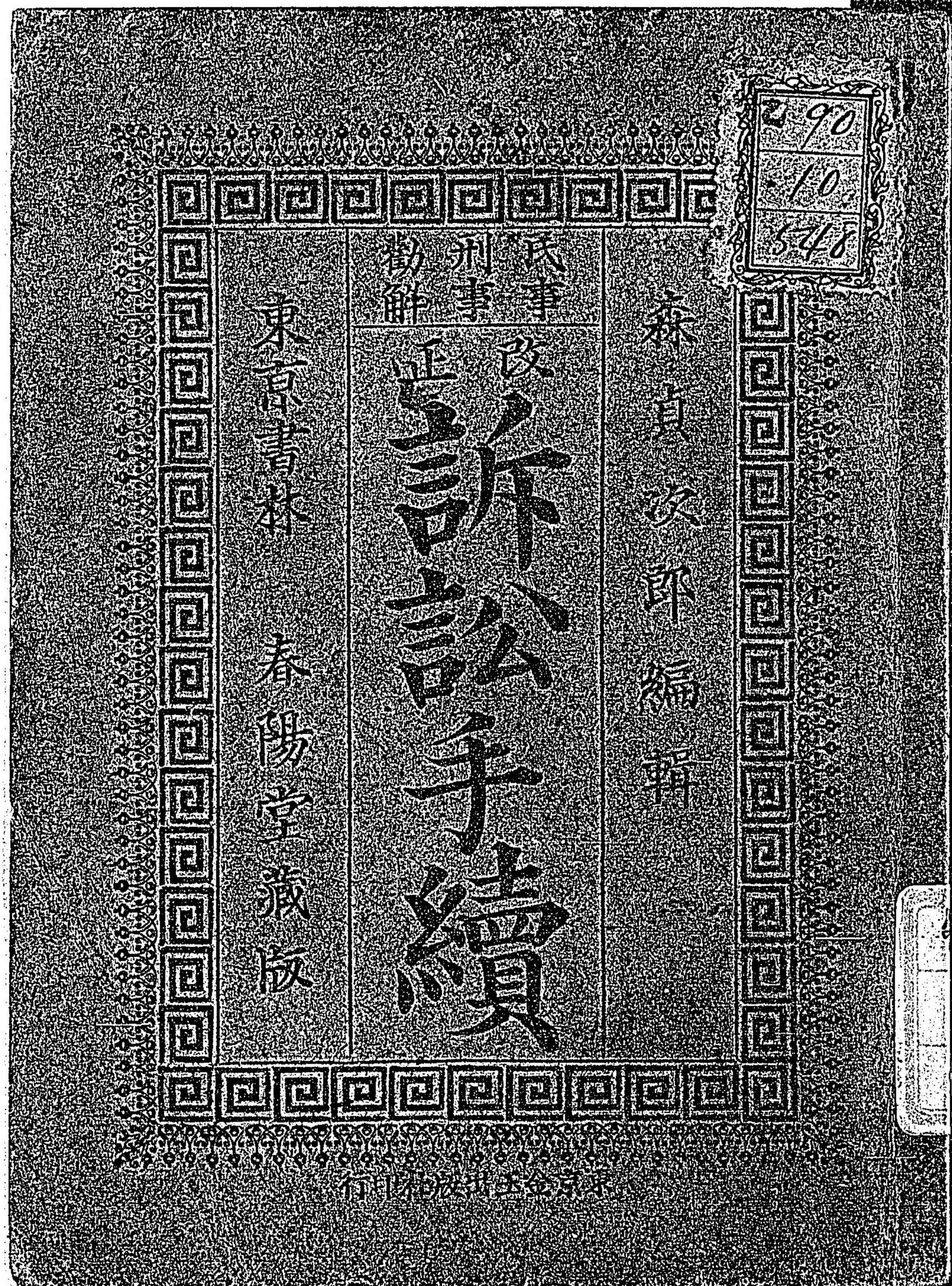
東京地本同盟組合章



東京地本同盟組合章
全日本同盟組合章







036819-000-5

特63-5

訴訟手續 (改正)

森 貞次郎 / 編

M17

BBS-0285

